学校法人銀杏学園 職員兼業規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校法人銀杏学園就業規則第5条、学校法人銀杏学園嘱託職員に関する規程第20条及び学校法人銀杏学園臨時職員等に関する規程第37条の規定に基づき、学校法人銀杏学園(以下「学園」という。)に勤務する職員及び嘱託職員等常勤職員の勤務時間内・外の兼業に関し、必要な事項を定める。

(兼業の許可申請手続き)

第2条 就業規則第5条第1項、嘱託職員に関する規程第20条第1項及び臨時職員等に関する規程第37条第1項の兼業許可を得ようとする者は、事前に、兼業先から提出された別に定める兼業依頼・許可申請(届出)書(以下「申請書」という。)に申請(届出)者が必要事項を記入の上、所属長を通じて人事課に提出し、理事長・学長の許可を得なければならない。

(兼業の基本的許可要件)

- **第3条** 兼業は、次の各号のすべてに該当する場合にこれを許可することができる。
 - (1) 兼業のため勤務時間を割くことにより、職務の遂行に支障が生じないこと。
 - (2) 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を与えないこと。
 - (3) 兼業に従事する職責が重大でないこと。
 - (4) 職務の公正かつ中立な執行の確保に影響を及ぼす怖れがないこと。
 - (5) 学園の対外的信用の確保・維持に影響を及ぼす怖れがないこと。
 - (6) 職員の職責と兼業先との間に、特別な利害関係またはその発生の怖れがないこと。

(兼業を許可することができない場合)

- **第4条** 前条の兼業の基本的要件を満足する場合であっても、以下の各号に該当する 兼業は、学園は原則としてこれを許可しない。
 - (1) 医療法人及び社会福祉法人の理事長、理事、監事、顧問及び評議員並びに病院 長を兼ねる場合。
 - (2) 学校法人並びに放送大学学園の理事長、理事、監事及び学校長並びに専修学校、 各種学校または幼稚園の設置者もしくはこれらを設置する団体の理事長、理事、 監事及び学校(園)長を兼ねる場合。
 - (3) 大学等の入学試験の準備を目的として設置または開講されている予備校またはこれに類する塾、講座等の講師を兼ねる場合。
 - (4) 国、地方公共団体その他の団体の常勤の職に就く場合。
 - (5) 国公立の図書館等の社会教育施設の長を兼ねる場合。
 - (6) 国または地方公共団体に附置された教育関係機関または施設の長を兼ねる場合。
 - (7) 営利企業の役員等を兼ねる場合。ただし、技術移転事業者の役員等(監査役を

- 除く。)、研究成果活用企業の役員等(監査役を除く。)、株式会社または特例有限会社の監査役、及び前記以外の営利企業の事業に直接関与しない役員等のいずれかを兼ねる場合は、この限りではない。
- (8) 営利企業の役員等以外の職を兼ねる場合。ただし、営利企業の事業に直接関与しない職を兼ねる場合は、この限りではない。
- (9) 自営の兼業。ただし、客観的に営利を主目的とする事業でないと判断される場合は、この限りではない。

(兼業の制限)

- 第5条 許可を要する兼業において、1週間当たりの延べ兼業従事時間数(本規則第8条第1項に基づく勤務時間外の兼業並びに本学就業規則に規定される「研究・研修日」に該当する場合を除く。)の上限は、原則8時間とする。ただし、学園が必要と認めるときは、これを超えて許可することができる。
- 2 前項の基準内の兼業においては、給与の減額はしない。

(兼業従事時間の取扱い)

- 第6条 兼業に従事する時間は、原則として学園の労働時間には含まないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学園が許可したときは、学園の労働時間を割いて兼業 に従事することができる。

(兼業を許可する期間)

第7条 許可を要する兼業において、兼業を許可する期間は、法令等により任期の定めのある場合を除き、原則として2年以内とする。ただし、同一事案の兼業については所定の手続きを経ることにより更新することができる。

(兼業の届出手続き)

- **第8条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、学園の許可は要しない。ただし、 学園への届け出を要し、事前に、兼業先から提出された申請書に申請(届出)者が 必要事項を記入の上、所属長を通じて人事課に提出しなければならない。
 - (1) 就業規則第5条第2項及び嘱託職員に関する規則第20条第2項の兼業
 - (2) 勤務時間内であって、1日限りの兼業
 - (3) 勤務時間内であって、1年度中の総従事時間数が15時間未満の兼業

(雑則)

第9条 特別の事情によりこの規則によることができない場合またはこの規則によることが著しく不適当であると理事長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、既に許可、許可または同意、届出(以下「許可等」という。)がなされている兼業については、この規則に基づく許可等があった

ものとして取り扱うものとする。

- 3 この規則は、令和2年4月1日から改正施行する。
- 4 この規則は、令和3年4月1日から改正施行する。
- 5 この規則は、令和4年4月1日から改正施行する。
- 6 この規則は、令和5年4月1日から改正施行する。